

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和2年11月18日(水) 第3委員会室
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 竹内光義副委員長 岡村信吉 福山権二 田部道男 山田聖三
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 谷川祐貴議会事務局主事
5. 説明員 なし
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 なし
8. 会議に付した事件
 - 1 平和行政について
 - 2 その他

午前11時20分 開 会

○赤木忠徳委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

1 平和行政について

○赤木忠徳委員長 本日の協議事項でございますが、平和行政について、皆さんに配付しておりますたき台という原案をつくりました。これは、先日の市民の皆さんに来ていただいて意見聴取をしたときのものを文章表現したものでございます。多少文章的に難しいところもあるかと思えます。それと目的等の条例につきましては、佐倉市のものを一部利用させていただいたということでございます。少し踏み込み過ぎたところもありますが、日本国憲法のところがあるのですが、できれば全員の賛成を得た中で、議会としても出していきたいという思いがあるので、皆さんの忌憚のない御意見をいただいた中で、一応原案的なものを訂正して、提出案件にいたしたいと思えます。これにつきまして今後の予定としては、修正したものを市の執行者にこういうものを出したいという思いで、法制係も含めて見ていただこうと思えます。それと先日来ていただいた方にも、これをこういう形で取りまとめたということも、出したいと思っております。それでは、皆さんの御意見をいただきたいと思えます。

○山田聖三委員 平和の日というようなものを定めるほうがいいのかなど思ったりするのですが、その検討をさせていただければと思う。

○福山権二委員 参考人招致の皆さんの発言の経過については、それは資料があるのか。

○赤木忠徳委員長 あります。

○福山権二委員長 遺族会などはだいぶ厳しい事を言われたので、別に行政批判ということはないけれど、いろいろ言われたので、これを参加した人に送って、こういうふうにやりたいと御意見を伺うわけですか。承認を得るわけではなく、こういうふうにやりたいので、特段何かあれば返答くれというわけですか。

- 赤木忠徳委員長　　基本的にきょうまとめたものを閲覧してもらおうという意味でこういう形で進めたいという経過報告だけをさせていただこうと思います。最終的には、まだ加筆したり、削除したりする点が出てくるかもしれませんが、一応、委員会として、取りまとめたのでという形で閲覧してもらおうということで、意見をいただくということではございません。
- 福山権二委員　　せっかく来てもらった意見をまとめてこのようにしたのだということで、これでいきますよとやるよりも、何か御意見かと聞かせてくれと。最終的には、こちらで決めると言ったほうが着陸地点としてはいいのではないかと。
- 赤木忠徳委員長　　逆に言えば通過点だということですね。
- 福山権二委員　　熱心に検討してもらったので、遺族会は強い意思を持って言われていて、びっくりした。取り組みは非常に評価されたので、できればみんなとしてつくったということにしたいという思いがあったので、1回出してもし意見があれば聞いて、最終的には議会でまとめさせてくれということで、一応、みんなのオーダーをもらったほうがいいのではないかと思う。
- 赤木忠徳委員長　　では、きょうある程度まとめたものについては、参考人招致でこられた方に送って、御意見があれば追加して、それをうちで取りまとめるということでよろしいでしょうか。
- 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 赤木忠徳委員長　　きょう協議したものについては、こういう形で取りまとめたので、何か御意見いただけますかということで、その中でまた意見があれば、うちで協議するというので、方法論としてはさせていただきます。それでは条例の案につきまして、皆さんの御意見をいただくのですが、基本的には女性会が人間の一番の幸せは平凡な日常にあるというところの根拠として、皆さんにありがとう婦人会館という形で、昭和61年9月27日に有本議長が出されたものの中に、人類の最大の幸福は、平和な日常生活にあると宣言されたということ。昭和23年7月29日にありますので、その文章を解いて人間の一番の幸せというところをこの文章のように人類の最大の幸福は平和な日常生活にあると。これは文章どおり変えさせていただく。それから議長も見ていただいた中で、議長に添削してもらったところはそのように直します。
- 岡村信吉委員　　いずれにしても要件的には似たようなことで、議長はうまくまとめているのだと思うのですが、その前に大体条例の前文はこんなに長いのか。
- 赤木忠徳委員長　　前文については、簡単に被爆75年であることを記して、条例を提出するぐらいのことの分もありますが、ここまで皆さんの御意見をいただいたものは、前文に込めたいという私の思いがあって、前文を少し長くした。それと広島市の条例についても、前文に結構詳しいことを書いておられたので、それも含めて、思いをここへ入れ込んだということです。
- 岡村信吉委員　　先ほど山田委員が出した平和の日の設定は、例えば、平和事業の中でこういう事業を行うのですということが定められた中で、これとは全然別に日を定めたほうがいいのではないかと御意見ですか。
- 山田聖三委員　　8月6日という日を忘れないということで、入れておいたほうがいいのではないかなと思うのです。ほかの条例にも平和の日と設定をしたところもありますし、広島市は当然だと思うのですが、8月6日を平和記念日にしていますので、そういったところで、平和の日というようなものを入れたほうがいいのではないかなという思いはあった。

- 岡村信吉委員 理念条例で、大体オーソドックスに全文を通して、こういう項目でやることになればその平和の日の具体的な制定ということだけが具体的なものであらわれてくるので、どうかなと思っただけです。
- 田部道男委員 私は、唯一庄原市が率先して取り組んでくれたという評価がある庄原市戦没者追悼式並びに平和祈念式があるので、これは事業なので、事業の項目に入れて、それに合わせて8月6日にするというような具体的に事業に入れたほうが良いと思う。
- 赤木忠徳委員長 この式典をですね。
- 田部道男委員 それに今の議論のその日に必ずやらないといけないということではないが、それを基準にして、式典が行われるような方向に整理すれば、つじつまが合うかと思う。
- 赤木忠徳委員長 それは平和事業として入れるということですね。今2人の方から平和の日という形の項目の具体的な事業。もう1つは、庄原市戦没者追悼式並びに平和祈念式典の具体的なものに対して、平和事業として入れ込むべきだということがございましたが、御意見をいただきたいと思います。
- 福山権二委員 8月6日は平和の日として設定することを付け加えてということですね。意見の中で8月6日が原爆の日ということを知らない子供も多いということもあったりした。
- 赤木忠徳委員長 それと今の戦没者追悼式と平和祈念式典についての両方を併記するということですか。
- 田部道男委員 それを含めて言えば、何日にこれをするようなことについてはニュアンスが重なるかなど。
- 福山権二委員 遺族会が準備するのに、かなり高齢化して、それを行政として何とかできないかということが非常に強くあったので、今言われたように、そこは事業として列記するのは、いいと思います。
- 赤木忠徳委員長 基本的には、3条にかかわることになるかと思います。その中のどこかに平和の日と定め、事業を行うということと、もう1つは、庄原市戦没者追悼式並びに平和祈念式典を実施するというところを入れる。
- 岡村信吉委員 そういう意味で言ったのではなく、平和事業はこういう項目に関係するものをやるのですよ。しかも、この条例施行に対しては市長が別に定めるとなっているでしょう。そうした中で、田部委員が言われた、前文へ出てきている戦没者追悼式とか、平和祈念式典というものだけを具体的にここへ表すことがこのほかのものに対してどうかということをやった。
- 赤木忠徳委員長 例えば、今の中で条例については、理念条例でありますから、具体的なものを示さずに別にこの条例を具体化するための規定なり、そういう事業計画をする中で執行者側が平和の日を定めるという形にするか、戦没者追悼式並びに祈念式典を行うということにつけて行うというのも考えられないことではないのですが、その2点についてもう一度皆さんの御意見いただきたい。
- 山田聖三委員 事業の中に、例えば、戦没者追悼式並びに平和祈念式典等平和に関する式典を実施するという項目を平和事業の中に追加して、平和の日は別に第4条なら4条へ平和の日という項目を設けて、平和の日は何月何日すると加えれば良いのではないかなと思うのです。
- 岡村信吉委員 これは今言われたように理念条例なので、改めて施行に関する必要事項は施行令で出さなければいけない。具体的に、この条例に基づいてこういうものを実施しますというものを出して、

それに基づいて具体的なことをやるので、あえてここへ、例えば講演会、演奏会、展示等の中に混ぜて戦没者追悼式を出すかぐらいの事であって、ここにそれだけ具体的に載せるということを次々に出していたら、具体的な条例になってしまう。それを避けるために理念条例で、そういうことがないためにこれをやるということになったのだから、具体例を上げるということは私は賛成できない。

○赤木忠徳委員長　具体的に条例には上げないにしても、平和の日を定めてほしいとか、それから、今の戦没者追悼式並びに平和祈念式典は、今後とも継続するという思いもあるのだということで、執行者側に提案理由を出すかですね。

○田部道男委員　視察のときにも逆に広島市の市長は式典中の性質について、条例の中にくらか入れてくれという話もあったのだけれども、やはり今の庄原市が平和祈念式追悼式というのは、きちんと庄原市独自であるのだから、私はこれを入れてもいいかぐらいのところは、最後執行者と詰められるのだから、詰めてもらった中で判断をしてもらえれば、あんまり抽象的過ぎても理念とは言いがら、支障がない。今までもやってきたし、これからもやっていくという基本になると思う。

○赤木忠徳委員長　これを入れたら必ずやらないといけないことになりますから。

○田部道男委員　よそのコピーの理念条例ではいけないと思う。

○福山権二委員　広島市の条例案に感動したのですけれども、それは8月6日を忘れないとかということが非常に強調されて、祈念式典は広島は当然あるわけで、できれば庄原市もこれからも平和の日として定めるということとか、それから、戦没者慰霊式典などについては、庄原市独自のもので、関係する団体も遺族会もこれをきちんとやってくれという意識が強いので、そこを受けて、せっかく参考人招致したので、8月6日を平和の日にするということと、記念式典は、引き続ききちんと庄原市も位置づけてするのだということを書いたほうがいいような気がします。

○赤木忠徳委員長　ということになると、第4条に式典という形で1として、平和の日を8月6日に定める。それから、2として庄原市戦没者追悼式並びに平和祈念式典を実施するという2点を第4条に入れて、今の4条を5条に持っていくという形ということですね。

○田部道男委員　条に入れるなら平和の日は2条の次に入れたほうがいいのではないかと。4条ではなく2条の次に3条へ入れて今の事業を継承するということにまとめてもらえばという気がするのですが、それでも。

○赤木忠徳委員長　全くそうでしょう。3条に2項目を入れ込んで、項目をずらすということになると思います。一応これでまとめさせていただいたものを法制係へ見てもらって確認をとった中で、非公式ではございますが、これなら条例として問題がないというような回答が出た場合、それをこの前、来ていただいた皆さんにこういう案でいきたいが御意見をいただきたいということで、その後については、うちで検討して提案するという形で動こうということでもいいですね。

○岡村信吉委員　3条に規定することになると、この平和事業というものは別個になるし、それから、平和の日というのは前文が生きてくる。

○山田聖三委員　西東京市の条例があるのですが、あれは平和の日という括弧書きにして、条を決めて、何月何日を平和の日とするとして、2項に平和の日を確認し、平和のための記念事業を実施すると書いてありますので、そこへ事業実施をするという委員長が言われたような項目にすればいいのではないかと。

- 田部道男委員 小学校高校あたりのところが少し抽象的なのだが。
- 赤木忠徳委員長 小学校名とか高校名を具体的に出さないほうがいいのかと思っています。それ以外にも、美古登小学校とか話が出ていますから、追加することができない。
- 田部道男委員 市内の学校などを仮の病床としてというような表現がいいのかもしれない。
- 赤木忠徳委員長 では、そのようにさせていただきます。
-

2 その他

- 赤木忠徳委員長 その他でございますが、きょうお話があったのですが、議会への要望の中に総務では、議員は1回でも地域や現場を見て回るべきであるという形の要望書が出ていました。これについては、一応、議会運営委員会で、12月議会中に回答ということでございます。言われるとやはりそうでしょう。やらないといけないだろうと思いますので、2日か3日をかけて、各地域に出向いていて問題点があれば、そこを現地視察するという形にやっていかないといけないだろうと思いますが、皆さんの御意見をいただきたいと思います。
- 福山権二委員 それは最大限、地域の皆さんと多くの接触の機会を持つようにするというぐらいでいいのではないかと。必ず年に何回かまわりますというようなことを言わない。
- 赤木忠徳委員長 ということは、議員として、総務だけではなくて、全部の議員が地域の現場とか、地域の要望を取り入れるように、常に留意して動いてくれということで、総務からもそのように我々もするが、全議員にしてくれという要望をお願いをするということで取りまとめていいですか。
- 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 赤木忠徳委員長 そのようにさせていただきます。皆さんには12月議会の日程表がございますが、今のところ、総務に付託されるものというのがはっきりしていないのですが、2日ほど予備日をつくってあります。1日と2日とありますが、いずれにしても推進条例については、もう一度、皆さんで協議しなくてはいけないので、もし、付託されるものがないときには、全員が本会議がある日の終わった後、もしくは一般質問の終わった後にこの条例等も含めて開会するというので、予定はそれよろしいでしょうか。
- 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 赤木忠徳委員長 そのように一応対応させていただきますので、よろしく申し上げます。急遽寄ってもらわなくてはいけないときも出るかもしれませんが、よろしくお願いたします。以上をもって総務常任委員会を閉会いたします。

午前11時55分 閉会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長